

最近における技能実習生の労働条件確保のための 監督指導及び送検の状況

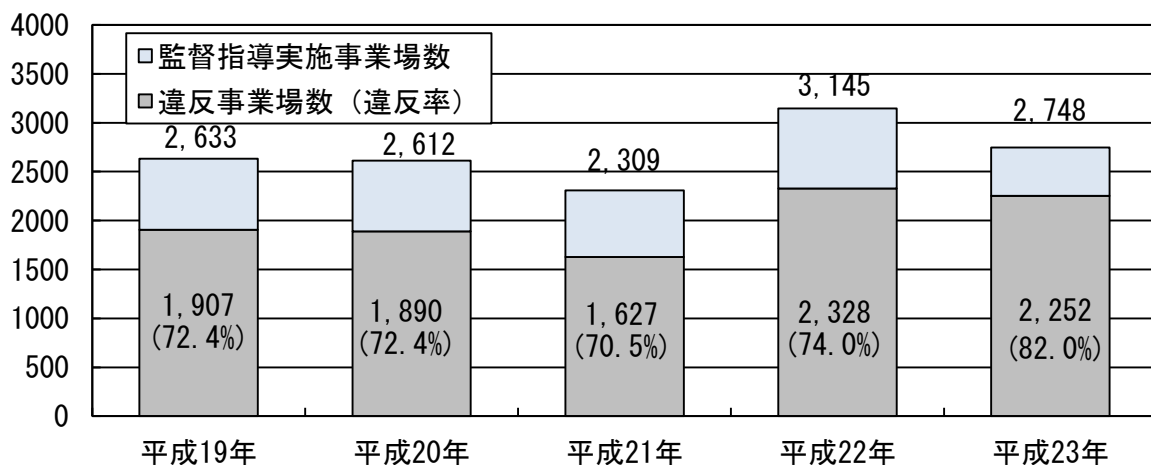
労働基準局においては、技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでいるところであり、全国の労働基準監督機関において、平成 23 年に実習実施機関に対し 2,748 件の監督指導を実施し、このうち 82%に当たる 2,252 件で何らかの労働基準関係法令違反が認められ、技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反により、23 件の送検を行ったところである。

このように、技能実習生の労働条件については、依然として問題が認められることから、今後とも、事業主に対する法令の周知徹底を図るほか、積極的に監督指導を実施し、指導に従わないあるいは法違反を繰り返すなどの事業場に対しては、送検を行うなど厳正に対応していくこととしている。

1 監督指導状況

- (1) 平成 19 年以降において、労働基準監督機関が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は、次のとおりである。

＜注＞違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



- (2) 平成 23 年における主な違反内容は、次のとおりである。

主な違反内容	違反事業場数 (違反率)
労働時間 (労働基準法第32条)	871 (31.7%)
割増賃金不払 (労働基準法第37条)	631 (23.0%)
賃金不払 (労働基準法第24条)	467 (17.0%)
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	354 (12.9%)
寄宿舍関係 (労働基準法第96条)	229 (8.3%)
安全衛生関係 (労働安全衛生法関係)	1,233 (44.9%)
最低賃金 (最低賃金法第4条)	141 (5.1%)

(3) 平成 23 年における監督指導事例には、次のようなものがあった。

事例 1：効果的な臨検監督により、割増賃金の不足額が支払われた事例

【事業場の会計関係書類の内容を確認し、時間外労働の実態を明らかにしたもの】

技能実習生に係る不適正な割増賃金の支払及び長時間労働について情報が寄せられていたことを契機とし、臨検監督を実施した。

労務管理関係書類からは、割増賃金の支払に係る問題は認められなかったことから、事業場の会計関係書類を確認したところ、外注加工費の名目で技能実習生に金銭の支払がなされていた。

このため、使用者を追及したところ、労務管理関係書類からは確認できない時間外労働を技能実習生に行わせていたこと、外注加工費は当該時間外労働の対価として支払われていたが、実際の時間外労働時間数と比較して法定の割増賃金に満たないものであること、36 協定で定める限度時間を超過した時間外労働が行われていたことなどが判明したため、使用者に対して是正勧告（労働基準法第 32 条、第 37 条等）を行い、割増賃金については不足額約 136 万円が支払われた。

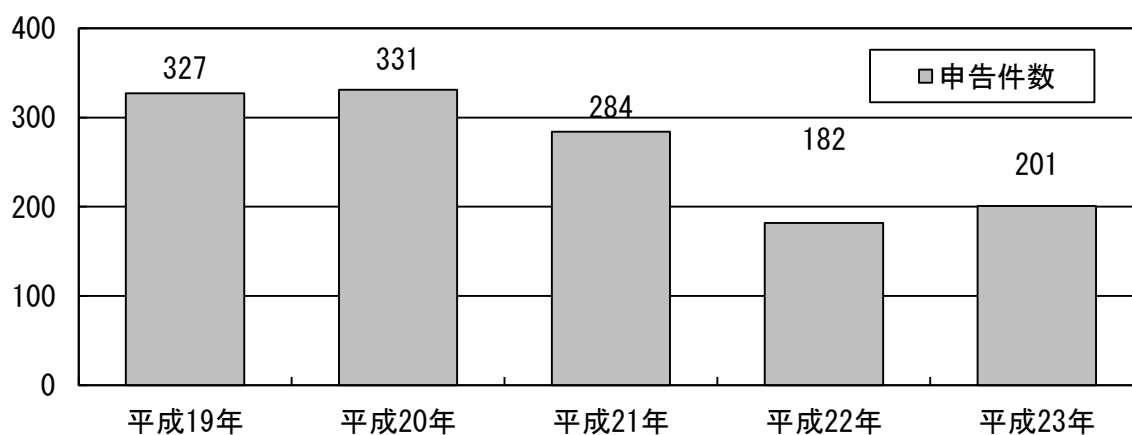
事例 2：実習実施機関に対する法違反を契機に、監理団体に対する指導を行った事例

【特定の監理団体傘下の実習実施機関に対し、複数の労働局が合同で臨検監督を行い、かつ監理団体に対しても指導を行ったもの】

他局管内に所在する監理団体の傘下にある、自局管内の 2 つの実習実施機関に対して臨検監督を実施したところ、割増賃金の支払等、複数の労働基準関係法令違反が認められたため、当該 2 つの実習実施機関に是正勧告を行うとともに、当該監理団体傘下の実習実施機関がある他の労働局に協力を依頼し、実習実施機関に対し監督指導を実施した上で、当該監理団体に対し文書指導を行い、改善報告書を提出させた。

2 申告状況

(1) 平成 19 年以降において、労働基準監督機関に対して技能実習生から労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告件数は、次のとおりである。



(2) 平成 23 年における主な申告事項は、次のとおりである。

主な申告事項	申告事項別の申告件数
賃 金 不 払（労働基準法第24条、第37条等）	190
最 低 賃 金（最低賃金法第4条）	44
解雇の予告等（労働基準法第20条等）	19

＜注＞申告事項が 2 つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

(3) 平成 23 年における申告処理事例には、次のようなものがあった。

事例 1：繊維製品製造業の事業場で就労している技能実習生から、時間外労働の割増賃金が不足していること等について、申告がなされた事例

【事業主の申立ての矛盾点等を丁寧に指摘することにより、虚偽の申立てをしたと認めさせたもの】

申告を受け、臨検監督を行ったところ、事業主は適正に支払っている旨申し立てたが、申立て内容を丁寧に聞いて録取記録とし、その内容と申告人の言い分との矛盾点を一つずつ指摘したところ、事業主が、技能実習生全員について時間外労働の割増賃金を法定以下の 1 時間当たり 400 円か 450 円しか支払っていなかったことを認めたため、労働基準法第 37 条（割増賃金）違反を是正勧告した。遡及払すべき額は多額になったため、一度に支払い切れず、帰国者には一定額が支払われたほか、残余については計画的に支払われることとなった。

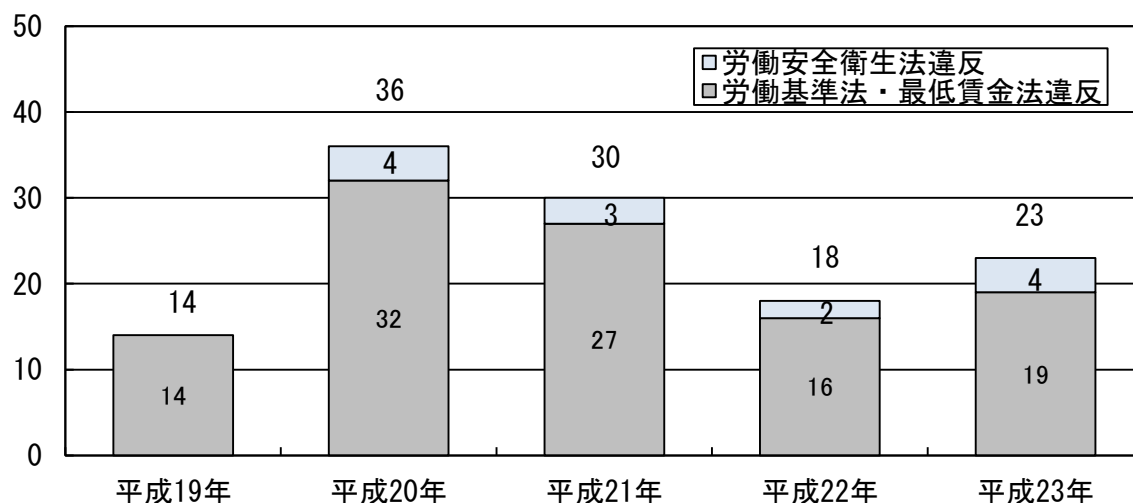
事例 2：溶接業務に従事している技能実習生から、賃金不払について、申告がなされた事例

【経営不振により一部未払となっていた賃金が支払われたもの】

申告を受け、事業主に出頭を依頼し、状況を確認したところ、経営不振で賃金が支払えていない（1 人約 70 万円）ことを認めた。最低賃金法第 4 条（労働基準法第 24 条（賃金不払））については是正勧告したところ、労働基準監督官の指導により、賃金支払いの重要性を認識し、直ちに全額が支払われることとなった。

3 送検状況

(1) 平成 19 年以降において、労働基準監督機関が技能実習生に係る労働基準関係法令違反により送検した件数は、次のとおりである。



(2) 平成 23 年における送検事例には、次のようなものがあった。

事例 1：繊維製品製造業を営む A 社及び同社代表取締役 B のほか、監理団体役員 C を最低賃金法違反等の疑いで送検した事例

【監理団体の役員を共犯として送検したもの】

入国管理局から、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると通報がなされたことを受け、A 社に対し臨検監督を実施し、最低賃金法違反及び時間外労働に係る違反を認めた。本違反について、過去にも指導した経緯があること、被害額が多くまた弁済もされていないこと、さらに監理団体の C も労働条件が違法であると知りながら、当該取扱が発覚しないよう帳簿の数字を改ざんするよう指示していたこと等から、重大・悪質な事案であると判断し、A 社及び B のみならず、監理団体役員 C についても、その犯意を決意させ、必要な助言を行うことで犯行を容易ならしめたとして幫助犯として送検した。

【違反事実】

〔最低賃金法第 4 条違反〕

技能実習生に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていなかったもの。

〔労働基準法第 37 条違反〕

技能実習生に対し、法定を超えた労働時間に対する割増賃金について、法定を下回る時間額 400 円しか支払わなかったもの。

事例 2：縫製業を営む個人事業主 A 及び労務担当責任者 B について、技能実習生に係る最低賃金法違反等の疑いで送検した事例

【労働基準監督官の指導にもかかわらず、違反行為が繰り返されたもの】

労働基準監督官が、臨検時に出勤簿等の帳簿書類の提出を求めたところ、A 及び B から、帳簿書類が提出され、適切に賃金を支払っている旨の申し立てがなされたが、技能実習生から聴き取りを行った上で、再度 A 及び B に対し尋問したところ、虚偽の申立てをしたことを認めたため、是正勧告により法違反を指摘し、賃金の支払いを指導した。しかしながら、その後も、最低賃金を下回る賃金を支払うといった最低賃金法等の違反行為を繰り返したことから、悪質と判断し送検した。

【違反事実】

〔最低賃金法第 4 条違反〕

技能実習生に対し、最低賃金以上の賃金を支払っていなかったもの。

〔労働基準法第 32 条違反〕

技能実習生について、法定労働時間を超えて労働させていたもの。

〔労働基準法第 37 条違反〕

技能実習生に対し、法定を超えた労働時間に対する割増賃金について、法定を下回る時間額 450 円又は 500 円しか支払わなかったもの。

〔労働基準法第 101 条違反〕

労働基準監督官の尋問に対して虚偽の陳述をし、虚偽の記載をした帳簿書類を提出したものの。

事例 3：造船業を営む A 社及び同社課長 B について、技能実習生に係る労働安全衛生法違反の疑いで送検した事例

【引火性の物による危険を防止するために必要な措置を講じなかったもの】

技能実習生にアーク溶接作業を行わせるに当たり、被疑者 B が、作業前に作業箇所及びその周辺の引火性の物の蒸気又は可燃性のガスの濃度の測定を行わなかったため、アーク溶接作業中に爆発が起き、作業を行っていた技能実習生が吹き飛ばされ、死亡するという重大な結果を招いたと判断し、送検した。

【違反事実】

〔労働安全衛生法第 20 条（労働安全衛生規則第 328 条の 3）違反〕

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険を防止するために必要な措置（船舶の改造等を行う場合に、アーク溶接作業等を行うときは、当該作業を開始するとき及び作業中随時、作業箇所等における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定すること）が講じられなかったもの。

事例 4：金属製品製造業を営む A 社及び同社取締役 B について、技能実習生に係る労働安全衛生法違反の疑いで送検した事例

【機械等による危険を防止するために必要な措置を講じなかったもの】

技能実習生にプレス機械を使用させるに当たり、被疑者 B が、当該プレスの光線式安全装置が故障して機能しないことを知っていながら、修理をせず使用させたため、作業を行っていた技能実習生がプレス機械に挟まれ、死亡するという重大な結果を招いたと判断し、送検した。

【違反事実】

〔労働安全衛生法第 20 条（労働安全衛生規則第 28 条）違反〕

機械、器具その他の設備による危険を防止するため必要な措置（安全装置、覆い、囲い等が有効な状態で使用されるようそれらの点検及び整備を行うこと）が講じられなかったもの。